

# 平成 25 年度定例監査の結果報告（第 2 回）について

## 概 要 版

### 1 定例監査の実施機関数

平成 25 年度監査実施計画 に基づき、本庁及び本庁監査に併せて実施した地方機関 25 機関（年間実施計画数 104）を対象に監査を実施した。

今年度は、委託契約や補助金の実績確認の状況を重点的監査項目として、契約先への関係人調査等（10 機関）も実施し、監査結果に反映した。

### 2 定例監査結果（平成 25 年 12 月 5 日決定分）の概要

#### （1）機関別監査結果

所 管	監査対象機関数		監査結果			
		うち指摘事項等を付した機関	指摘事項	意 見	付 記	合計
知事部局	21	11	26	14	12	52
教育委員会	2	1	3	1	1	5
警察本部	2	1	2	1	0	3
合 計	25	13	31	16	13	60

※ 一つの機関に複数の指摘等をしている場合がある。

（参考）平成 24 年度の同時期の監査結果の概要

監査執行時期	監査対象機関数	指摘事項	意見	付記	合計
平成 24 年 7 月～8 月	25	46	16	14	76

#### 【指摘事項・意見・付記の区分】

- 指摘事項：不適正であることが明らかであり、速やかに是正・改善を求めるもの及び長期未納があるもの
  - 意見：指摘には至らないが、改善又は改善についての検討を求めるもの
  - 付記：注意喚起、問題提起及び要望をしているもの
- } 措置状況を求める  
… 措置状況を求めない

#### （2）性質別監査結果

※（ ）内は、平成 24 年度の同時期の監査結果の件数

内 容	指摘	意見	付記	合計
収入（長期未納（滞納繰越分）等）	10 (11)	0 (0)	0 (0)	10 (11)
支出（委託業務の不十分な履行確認等）	16 (23)	10 (8)	6 (6)	32 (37)
財産（不法占有の解消、現金管理など）	0 (7)	1 (0)	2 (4)	3 (11)
工事（工事や補償に係る事務など）	5 (3)	1 (0)	0 (0)	6 (3)
その他	0 (2)	4 (8)	5 (4)	9 (14)
合 計	31 (46)	16 (16)	13 (14)	60 (76)

### 3 主な指摘事項等の内容

#### (1) 委託契約における履行確認等（指摘事項、付記）【総務局】

本文 P7～8

##### 【指摘事項】 委託契約における履行確認等について

次の委託契約における履行確認等について、不適正な事務処理が見受けられた。適正な事務処理に努められたい。（広報課）

契約名	広島県首都圏等広報活動サポート業務（平成 24 年度）
-----	-----------------------------

ア マスコミ関係者を集め県の観光スポットを紹介する事業（プレスツアー）を行っているが、同行した県職員の飲食及び宿泊に係る経費について、委託業務の対象経費として支出されていた。（なお、県職員の旅費から宿泊料等は除算されていた。）

イ 契約で定めた固定費部分と支出の実績額に応じて金額が変動する変動費部分の合計額で委託料を支払うことになっているが、見積書上、固定費部分に積算されていた受託者のプレスツアー運営補助費について、その一部が、実績報告書では変動費部分にも計上されていた。

##### 【付 記】 委託料の用途の適正化について（抜粋）

（略）委託業務の執行に際しては、契約書や仕様書の内容を踏まえ、委託料の中から支出すべきものと支出すべきでないものを峻別して、県民の疑念を招くことのないよう、委託料の用途の適正化を図っていただきたい。

##### プレスツアーの概要

（日程） 平成 24 年 6 月（1泊2日）

（参加者） 16 名（内訳：マスコミ関係者 11 名、県職員 3 名、受託者 2 名）

（行程） 東京～広島間は航空機利用、竹原、呉、大崎下島、蒲刈等

##### 指摘事項の概要

ア 委託料は、県の事務・事業の委託に必要な経費として支出されるものであり、県職員に係る経費を支出することは不適切であるが、この事業については、同行した県職員の食事代（昼食及び夕食）や宿泊料が委託料で支払われていた。

イ この契約は、固定費部分と変動費部分の二層構造になっている。契約の前提となっている見積書では、固定費部分についてその内容や費用が明記されており、ツアー実施時の運営費補助についても、その内容等が示されているところである。しかしながら、実績報告の際には、その経費の一部が変動費部分にも計上されていた。

##### 【委託料の内訳の概要】

<p><b>固定費部分</b> （委託業務を実施するために必要とされる経費であらかじめ金額が決まっている。）</p>	<p>メディアリレーション プレスツアーの実施</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>ツアー実施時の運営補助 （2名分の交通費、宿泊費、人件費）</p> </div> <p style="text-align: right;">← 見積書に積算</p> <p>ニュースリリースの配信 ネットへのリリース配信 職員研修の実施 県庁での打合せ等</p>
<p><b>変動費部分</b> （経費の額が事前には決まっておらず、実績に基づいて精算を行う。上限額がある。）</p>	<p>取材実費</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">×</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>ツアー実施時の運営補助 （2名分の宿泊費等）</p> </div> <p style="text-align: right;">← 実績報告書に計上</p>

## 【指摘事項】 委託契約における事務処理について

次の委託契約における事務処理について、不適正な事務処理が見受けられた。改めて精算額の確認を行うなど、適正な事務処理に努められたい。（文化芸術課）

契約名	広島県緊急雇用対策基金事業 ひろしま平和発信コンサート・リレーコンサート業務委託（平成24年度）
-----	---

ア 予定価格調書の予定価格は、設計価格等により決定すべきところ、誤って1桁低い価格を記載していた。また、その後の契約締結伺において、この誤りに気付かず契約を締結していた。

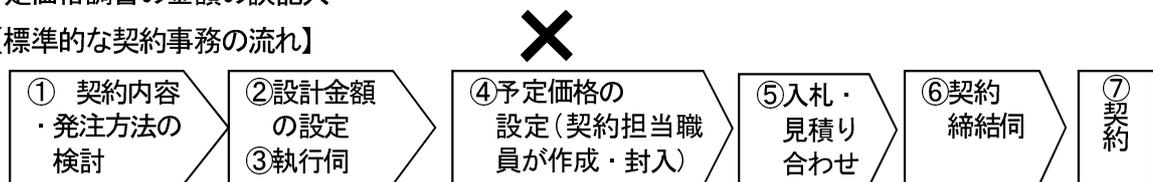
イ 実績報告書に添付すべき支出関係書類が不十分のまま、額を確定し、支出をしていた。また、実績報告書に記載されていた各費目の金額について、受託業者において保管されていた支出証拠書類により確認できないものがあった。

(略)

## 指摘事項の概要

## ア 予定価格調書の金額の誤記入

## 【標準的な契約事務の流れ】



(ア) 本事業の「②設計金額の設定」では、75,000,000円と積算していたが、「④予定価格の設定」において、金7,500,000円と1桁低い金額を記載していた。

(イ) その後の「⑤入札・見積り合わせ」や、「⑥契約締結伺」の段階においても、この誤りに気付かず、十分なチェックが行われないまま契約締結に至っていた。

## イ 不十分な履行確認等

(ア) 実績報告書に添付される費目別支出リストでは、すべての経費について、個別の支出状況を記入することとなっているが、複数の支出をまとめて計上するなど不十分なものであった。

また、県の履行確認において、十分な精査を行わず、額を確定し、支出をしていた。

(イ) この点に関し、受託者への調査等を実施したところ、受託者が保管している事業費精算資料は、支出証拠書類によりその実績が確認できたものの、県に提出された実績報告書と食い違っていた。

(実績報告書と受託者の事業費精算資料の対比表)

項目	実績報告書	事業費精算資料
①	37,595,538円	37,595,538円
②	2,479,000円	236,000円
③	35,707,102円	42,979,796円
A	25,441,352円	20,162,627円
B	2,478,000円	2,442,500円
C	2,580,750円	2,593,600円
D	1,722,000円	2,080,306円
E	1,085,000円	1,979,278円
F	2,400,000円	—
G	—	6,375,000円
H	—	7,346,485円
④	3,789,082円	4,040,567円
計	79,570,722円	84,851,901円

・項目が、実績報告書と事業費精算資料で異なっていた。

・実績報告書と事業費精算資料に記載された金額が異なっているものが多く、実績報告に際して、どのように整理・作成されたのか確認できなかった。

(注) なお、契約額は74,976,300円であり、総事業費が契約額を上回る場合でも、受託業者に支払われる額は、契約額が上限となる。

(3) 諸手当の認定に係る事後の確認（現況確認）について等（支出に係る指摘事項等）

【会計管理部，総務局】 本文P3～5，P8

注) 項目が多いため要旨のみを記載

【指摘事項】

ア 諸手当の認定事務等に係る事後の確認（現況確認）について

総務事務システムを利用することができない職員の場合、諸手当の認定に係る事後の確認（現況確認）は、各手当の認定要領に定められた「現況調」を提出させて認定権者の決裁を得ることになっているが、これを得ることなく、各担当者による確認にとどまっていた。（総務事務課）

対象	扶養親族の所得現況調、住居手当現況調及び通勤手当現況調（平成24年度）
----	-------------------------------------

イ 有料道路利用者の通勤認定に係る事後の確認（現況確認）について

有料道路利用者の通勤に関して、有料道路を利用した日数が通勤日数の2分の1以上あることを毎月確認する必要があるが、確認できていなかったものや2分の1以上の利用がないにもかかわらず、2分の1以上の要件があるものとして取り扱っていたものがあつた。（総務事務課）

【意見】

ア 事後の確認（現況確認）に係るチェック体制の整備等について

諸手当の認定に係る事後の確認（現況確認）に当たり、実施結果の把握や文書の管理などが十分に行われておらず、また、担当者以外の者によるチェックが十分に行われていない状況にあつた。今後の事務処理に当たっては、当該業務の重要性を再認識の上、事務処理マニュアルの整備や内部統制の強化に努める必要がある。（総務事務課）

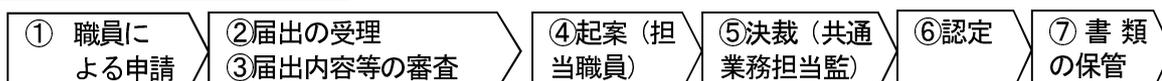
イ 諸手当の認定事務等に係る外部委託の拡大について

現在、通勤手当や住居手当の認定に係る事務の一部等について外部委託が行われているが、事務処理の効率化等を推進する観点から、住居手当に係る事後の確認（現況確認）をはじめとする事務処理についても外部委託することができないか、検討を進める必要がある。（総務事務課）

総務事務システムの導入について（導入時期：平成20年度）

各所属で行われていた県職員の給与、諸手当の認定等に係る業務を効率的に行うため、知事部局及び教育委員会事務局を対象として総務事務システムが導入（県立学校及び警察を除く。）され、共通業務室（現在の総務事務課）に事務が一本化された。なお、平成24年度の処理件数は40,426件である。

諸手当の認定の流れについて



総務事務システムを使用できない職員を除き、申請から認定まで総務事務システムを使用して行う。

事後の確認（現況確認）の事務について

・ 手当認定後に、支給を受けている職員が各手当の支給対象要件を満たしているかどうかを確認するため、次のとおり事後の確認（現況確認）が行われている。

- ・ 扶養手当、住居手当、単身赴任手当、児童手当…… 毎年6月
  - ・ 通勤手当 …………… 毎年6月，12月
- [通勤手当のうち → ・有料道路：毎月 ・新幹線等：毎年6月，9月，12月，3月]

・ 他団体に派遣されている職員など総務事務システムを利用することができない職員については、各手当の認定要領に定める「現況調」（紙ベースの様式）を作成し、これに必要な書類を添付して提出することになっている。

諸手当の認定事務等に係る外部委託について

- ・ 平成24年10月から、次表のとおり、諸手当の認定や現況確認に関する事務が外部委託されている。
- ・ 委託業務は、職員から提出された書類等の内容確認、チェックシートの作成、督促等の電話連絡であり、最終的な認定・確認の決裁は県職員が行っている。

区分	通勤手当	住居手当	扶養手当	単身赴任手当	児童手当
認定	委託	委託	(直営)	(直営)	(直営)
現況確認	委託	(直営)	(直営)	(直営)	(直営)

**【付 記】通勤手当の認定における分割定期券の取扱いについて**

J R線の利用に係る通勤定期券を購入する場合、乗車駅から降車駅までの区間を通して購入するよりも、当該区間を分割して購入した方が価格が低廉となる場合がある。

この場合の通勤手当の認定は、職員からの届出に基づいて行うこととされ、現在、同一区間でありながら、分割定期券の額で認定を受けている者と、利用区間を分割しない定期券の額で認定を受けている者が併存している。

平成25年度から事後の確認（現況確認）における定期券（在来線）の写しの提出が省略され、職員からの現況届のみとなっていることを踏まえ、経済的な分割定期券の額を認定額とするなど、その取扱いについて検討していただきたい。（総務事務課）（人事課）

**通勤手当の認定における分割定期券の取扱いについて**

J R線の利用に係る通勤定期券を購入する場合、次の例のように、乗車駅から降車駅までの区間を通して購入するよりも、当該区間を分割して購入した方が価格が低廉となる場合がある。

通勤手当は、職員からの届出に基づいて認定されており、分割定期券の有無については、職員が通勤届を提出する際に利用する総務事務システムで確認することができる。

また、県の規則では、「交通機関等に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。」（職員の通勤手当に関する規則第6条）とされていることから、経済的な分割定期券の額を認定額とするなど、その取扱いの検討を求めたところである。

通勤定期券（6か月）の価格の比較（広島近郊の例）

JR区間	通し定期券		JR区間	分割定期券	差額
西条～広島	81,650 円	⇒	西条～中野東	45,360 円	3,030 円
			中野東～広島	33,260 円	
			計 78,620 円		
呉～広島	69,550 円	⇒	呉～水尻	33,260 円	3,030 円
			水尻～広島	33,260 円	
			計 66,520 円		

#### 4 監査対象機関別の監査結果について

	知事部局等	指摘事項	意見	付記	計
1	会計管理部	3	5	2	10
2	危機管理監	0	0	1	1
3	総務局	4	0	2	6
4	県立文書館	0	0	0	0
5	県立総合技術研究所	0	0	0	0
6	地域政策局	0	0	1	1
7	環境県民局	5	1	1	7
8	健康福祉局	2	2	2	6
9	商工労働局	2	1	0	3
10	農林水産局	3	2	0	5
11	土木局	5	1	1	7
12	企業局	1	2	2	5
13	病院事業局	1	0	0	1
14	議会事務局	0	0	0	0
15	選挙管理委員会事務局	0	0	0	0
16	監査委員事務局	0	0	0	0
17	人事委員会事務局	0	0	0	0
18	労働委員会事務局	0	0	0	0
19	収用委員会	0	0	0	0
20	広島海区漁業調整委員会事務局	0	0	0	0
21	内水面漁場管理委員会事務局	0	0	0	0
	計①	26	14	12	52

	教育委員会	指摘事項	意見	付記	計
22	教育委員会事務局	3	1	1	5
23	県立埋蔵文化財センター	0	0	0	0
	計②	3	1	1	5

	警察本部等	指摘事項	意見	付記	計
24	警察本部	2	1	0	3
25	警察学校	0	0	0	0
	計③	2	1	0	3

	総計①+②+③	31	16	13	60
--	---------	----	----	----	----

## 5 監査結果の概要

### 【知事部局】

	機 関 名	指摘事項・意見・付記	備 考
1	会計管理部	<p><b>【指摘事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 諸手当の認定に係る事後の確認（現況確認）について、認定権者の決裁がなかったもの</li> <li>イ 有料道路利用者の通勤手当の認定の事後の確認（現況確認）について、事務処理に誤りがあったもの             <ul style="list-style-type: none"> <li>（ア）有料道路を利用した日数が通勤日数の2分の1以上あることを毎月確認すべきところ、有料道路の利用明細書が未提出で通勤実態が不明となっている月があったにもかかわらず、必要な確認を怠っていたもの</li> <li>（イ）有料道路を利用した日数が通勤日数の2分の1以上なかったが、正当な理由がないにもかかわらず、2分の1以上の要件を満たすものとして取り扱い、また、その検討結果について記録を残していなかったもの</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 事後の確認（現況確認）に係る事務処理の適正化を求めたもの             <ul style="list-style-type: none"> <li>（ア）事後の確認（現況確認）の届け出がされていない職員に対して必要な確認がされていなかったもの</li> <li>（イ）職員が提出すべき証明書類の提出の有無やその受理日が不明確となっているものや、個人情報を含む書類ケースが本来保管すべき場所に保管されていなかったもの</li> <li>（ウ）扶養親族に係る「不安定収入者の収入管理表」や「通勤手当（有料道路利用）の1/2要件判定表」の記載誤りや添付資料との不一致があったもの</li> </ul> </li> <li>イ 事後の確認（現況確認）に係る組織的な事務処理体制の確立を求めたもの</li> <li>ウ 諸手当の認定事務における外部委託の拡大を求めたもの</li> </ul> <p><b>【付記】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 通勤手当の認定における分割定期券の取扱いの検討を求めたもの</li> <li>イ 物品及び委託役務業務における公募型プロポーザルのガイドラインの見直しを求めたもの</li> </ul>	

	機 関 名	指摘事項・意見・付記	備 考
2	危機管理監	<p>【指摘事項】なし</p> <p>【意見】なし</p> <p>【付記】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域における危機管理について地域危機管理監の機能が十分発揮できるように連携の強化を求めたもの</li> </ul>	
3	総務局	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 長期未納（滞納繰越分）があるもの</li> <li>イ 委託業務の履行確認等に不適正な事務処理があったもの <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 委託業務に同行した県職員の飲食代等に要した費用が、委託料から支払われていたもの</li> <li>(イ) 契約で定めた固定費部分と支出の実績額に応じて金額が変動する変動費部分の合計で委託契約をしているが、見積書では固定費部分に積算されていた経費の一部について、実績報告では変動費部分にも計上されていたもの</li> </ul> </li> <li>ウ 委託契約の事務処理について、特記仕様書に定められた書類の提出を受けていなかったもの</li> </ul> <p>【意見】なし</p> <p>【付記】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 通勤手当の認定における分割定期券の取扱いの検討を求めたもの</li> <li>イ 委託料の使途の適正化を求めたもの</li> </ul>	
4	県立文書館	<p>【指摘事項】なし</p> <p>【意見】なし</p> <p>【付記】なし</p>	
5	県立総合技術研究所	<p>【指摘事項】なし</p> <p>【意見】なし</p> <p>【付記】なし</p>	
6	地域政策局	<p>【指摘事項】なし</p> <p>【意見】なし</p> <p>【付記】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広島都市圏活性化に向けた今後の具体的取組等を求めたもの</li> </ul>	

	機 関 名	指 摘 事 項 ・ 意 見 ・ 付 記	備 考
7	環境県民局	<p><b>【指摘事項】</b>            ア 長期未納（滞納繰越分）があるもの            イ 委託業務の事務処理について、不適正な事務処理があったもの            （ア） 予定価格調書の記載について、誤って1桁低い価格を記載していたが、この誤りに気付かず相手方の見積が予定価格の範囲内であるとして契約を締結していたもの            （イ） 実績報告書に添付されていた支出証拠書類が不十分であったにもかかわらず、額を確定し支出しており、受託者が保管していた支出証拠書類では各費目の金額が確認できなかったもの            （ウ） 新規雇用失業者の人件費の割合が、事務処理要領で定められた事業費全体の1/2以上を満たさなかったもの            （エ） 仕様書で業務の対象外とされた事業に係る費用が計上されていたもの</p> <p><b>【意見】</b>            ○ 資金前渡の精算手続が遅延していたもの</p> <p><b>【付記】</b>            ○ 補助金の交付事務に際して、実績確認の厳格化を求めたもの</p>	
8	健康福祉局	<p><b>【指摘事項】</b>            ア 長期未納（滞納繰越分）があるもの            イ 4月1日に契約を締結すべき委託契約について、事務の遅延により5月1日に契約を締結していたもの</p> <p><b>【意見】</b>            ア 委託契約の額の確定に当たり、支出証拠書類に基づく履行確認が不十分だったもの            イ 補助事業に係る進行管理が不十分だったもの</p> <p><b>【付記】</b>            ア がん検診受診率の向上について、県民のニーズに即した取組を求めたもの            イ 高精度放射線治療センター（仮称）の整備について、設置目的に沿った治療機能の充実を求めたもの</p>	
9	商工労働局	<p><b>【指摘事項】</b>            ア 長期未納（滞納繰越分）があるもの            イ 委託契約において、受託者から提出された実績報告書の一部に誤りがあったもの</p> <p><b>【意見】</b>            ○ ㈱ひろしまイノベーション推進機構の業務の実績評価の実施を求めたもの</p> <p><b>【付記】</b>なし</p>	

	機 関 名	指 摘 事 項 ・ 意 見 ・ 付 記	備 考
10	農林水産局	<p><b>【指摘事項】</b>            ア 長期未納（滞納繰越分）があるもの            イ 委託契約の履行確認に誤りのあったもの            (ア) 受託者から提出された実績報告書の人件費の金額と添付書類に記載された人件費の金額が一致しておらず、結果として過払いになっていたもの            (イ) 受託者から提出された実績報告書の人件費の金額と添付書類に記載された人件費の金額が一致していなかったが、確認を行っていないもの</p> <p><b>【意見】</b>            ア 委託契約の額の確定に当たり、支出証拠書類に基づく履行確認が不十分だったもの            イ 県営林事業の財務状況の公表を求めたもの</p>	
11	土木局	<p><b>【指摘事項】</b>            ア 長期未納（滞納繰越分）があるもの            イ 工事請負契約の事務処理に誤りがあったもの            (ア) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、あらかじめ市長に対し建設工事の通知を行うべきところ、行われていなかったもの            (イ) 受注者が電子媒体を納品する際に提出する「電子媒体納品書」を受理していなかったもの            (ウ) 工事完成図書の一部である電子成果品が提出されていないにもかかわらず完成通知書を受理していたもの            (エ) 工事完成図書の一部である電子成果品が提出されていないにもかかわらず完成検査を行っていたもの</p> <p><b>【意見】</b>            ○ 港湾特別整備事業費特別会計と流域下水道事業費特別会計について、経営状況の透明性の確保を図る観点から、発生主義、複式記帳による財務書類の作成・公表を求めたもの</p> <p><b>【付記】</b>            ○ 不法占用の解消及び未然防止へのさらなる取組を求めたもの</p>	
12	企業局	<p><b>【指摘事項】</b>            ○ 長期未納（滞納繰越分）があるもの</p> <p><b>【意見】</b>            ア 土地造成会計の今後のあり方について、抜本の見直しを求めたもの            イ 委託契約の額の確定に当たり、支出証拠書類に基づく履行確認が不十分だったもの</p> <p><b>【付記】</b>            ア 公民共同企業体の運営状況の検証を求めたもの            イ 水道施設の適切な維持・管理を求めたもの</p>	

	機 関 名	指摘事項・意見・付記	備 考
13	病院事業局	【指摘事項】 ○ 長期未納（滞納繰越分）があるもの 【意 見】なし 【付 記】なし	
14	議会事務局	【指摘事項】なし 【意 見】なし 【付 記】なし	
15	選挙管理委員会事務局	【指摘事項】なし 【意 見】なし 【付 記】なし	
16	監査委員事務局	【指摘事項】なし 【意 見】なし 【付 記】なし	
17	人事委員会事務局	【指摘事項】なし 【意 見】なし 【付 記】なし	
18	労働委員会事務局	【指摘事項】なし 【意 見】なし 【付 記】なし	
19	収用委員会	【指摘事項】なし 【意 見】なし 【付 記】なし	
20	広島海区漁業調整委員会事務局	【指摘事項】なし 【意 見】なし 【付 記】なし	
21	内水面漁場管理委員会事務局	【指摘事項】なし 【意 見】なし 【付 記】なし	

【教育委員会】

	機 関 名	指摘事項・意見・付記	備 考
22	教育委員会事務局	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 長期未納（滞納繰越分）があるもの</li> <li>イ 委託契約に係る契約書に業務内容を定めた特記仕様書が添付されていないもの</li> <li>ウ 一部誤りのある実績報告書に基づいて、補助金の額の確定を行っていたもの</li> </ul> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県立学校が実施した譲渡特約付賃貸借契約による建物の取得において、建築の専門的知識のある職員が完成確認を行うなど完成確認の徹底を求めるとともに、短期間に整備する必要がある建物の営繕工事の執行のあり方について関係部局と連携して検討を求めたもの</li> </ul> <p>【付記】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 委託契約で行っている事業について、事業の性格を踏まえ補助金で行うことの検討を求めたもの</li> </ul>	
23	県立埋蔵文化財センター	<p>【指摘事項】 なし</p> <p>【意見】 なし</p> <p>【付記】 なし</p>	

【警察本部】

	機 関 名	指摘事項・意見・付記	備 考
24	警察本部	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 長期未納（滞納繰越分）があるもの</li> <li>イ 警察本部が発注した工事に係る産業廃棄物の処理について、仕様書等で定められた請負者から提出された産業廃棄物管理票（マニフェスト）の内容確認を十分行わず、請負業者が行った不適正な行為を確認できなかったもの</li> </ul> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 捜査報償費の執行の適正化を求めたもの</li> </ul> <p>【付記】 なし</p>	
25	警察学校	<p>【指摘事項】 なし</p> <p>【意見】 なし</p> <p>【付記】 なし</p>	